行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-11
処分の種類	火薬類の製造等に関する緊急措置				
根拠法令条例 等·条項	火薬類取締法第45条				
処分の概要	災害の発生防止又は公共の安全の維持のため緊急の必要があると認められるときは、製造業者等の火薬類の取扱に対して制限を加えることができる。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任) 地域振興局長、市長又は広域 連合長				
処分基準(未設定の場合はその理由)	火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。				
基準の制定根拠	法令、通達に基づ	───────			